

第23回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和7年5月20日（火）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和7年5月20日（火）午前10時00分から午前11時15分
2. 開催場所 壬生町役場 101会議室
3. 出席委員 10人
会長 10番 大橋 好一
会長職務代理者 8番 琴寄 成人
委員 1番 早乙女春香 2番 安納 一雄 3番 高橋 宏治 4番 刀川 正己
5番 鯉沼 玲子 6番 大関 孝男 7番 葭葉 孝男
9番 木野内佳代子
4. 参集推進委員
荒川 広文推進委員 森田 栄推進委員
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画の件について
議案第6号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について

報告第1号 非農地証明願の件について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他
閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 岡 洋子 局長補佐兼農地調整係長 今野大地
主任 田口梨沙 主任 松本ひなた

7. 会議の概要

令和7年5月20日（火）【午前10時00分開会】

- 局長 定刻になりましたので、第23回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は10名で欠席委員はおりません。また、荒川広文推進委員、森田 栄推進委員にも出席をいただいております。総会開催の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

- 会長 改めましておはようございます。予報ですと、今日は真夏日になるということです。また、田植えの方もおおそ終わっていることかと思います。さて、テレビでは毎日のように米の値段が高いのは何故なのかということが報道されていますが、全中の会長はそれほど高いということではない、と言っています。いろいろな解説員の話の聞きますと、農家寄りの方と、消費者寄りの方といろいろ話が出ていますが。最近農協で追加集荷の米の価格が出まして、とちぎの星では37,500円で買うということですが、米は皆さんの家にないのが現状だと思います。また、巷では業者が45,000円で買うという話も出ているようです。いずれにしても、今年は米の価格は昨年よりも若干上回るのではないかと考えています。我々米農家にとって、米の価格は非常に重要でありまして、現在は今までの価格の2倍、3倍の価格ということで、農家に少し力が備わってきたかなというところであります。ただ、自身の年齢を考えるとあと何年くらい農家を続けられるだろうかということですが、その中で壬生町の農業、農地を、大地を守っていくということを皆さんと共に頑張っていかなければと思っています。

今年も暑い夏になりそうですが、皆さんには健康に十分留意され、熱中症にも注意していただき、これからの夏に備えていただきたいと思います。本日は夕方に懇親会もございますが、1日がかかりとなってしましますが、皆様にご協力をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

- 局長 ありがとうございました。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、4番 刀川正己委員、8番 琴寄成人委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記は、事務局職員の 今野局長補佐を指名いたします。

○議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (今野農地調整係長)

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、
議案に従いまして、ご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (西部) 自作地 17畝

譲受人 _____ (北原) 自作地 132畝 借受地 620畝
(土地の表示)

壬生町大字羽生田字 _____ 畑 168㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働2人

第2項

譲渡人 _____ (安塚二) 自作地 119畝 貸付地 23畝

譲受人 _____ (北小林) 自作地 281畝 借受地 16畝
貸付地 33畝

(土地の表示)

壬生町大字北小林字 _____ 畑 2462㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働2人

第3項

譲渡人 _____ (国谷中央) 自作地 40畝

譲受人 _____ (宇都宮市) 自作地 172畝

(土地の表示)

壬生町大字助谷字_____畑 1 2 8 3 m²

売買による所有権移転 _____円 稼働 5 人

第 4 項

賃貸人 _____ (福和田) 自作地 2 3 2 畝

賃借人 株式会社_____

代表取締役社長 _____ (大阪府)

自作地等なし

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲字_____田 2 1 8 4 m²

1 0 年間の区分地上権の設定

第 5 項

賃貸人 _____ (福和田) 自作地 2 3 2 畝

賃借人 株式会社_____

代表取締役 _____ (芳賀町)

借受地 7 2 畝

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲字_____田 2 1 8 4 m²

1 0 年間の賃借権の設定 稼働 2 1 人

第 6 項

賃貸人 _____ (福和田) 自作地 2 3 2 畝

賃借人 株式会社_____

代表取締役社長 _____ (大阪府)

自作地等なし

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲字_____田 1 8 4 7 m²

壬生町大字壬生甲字_____田 1 2 6 1 m²

合計 3 1 0 8 m²

1 0 年間の区分地上権の設定

第 7 項

賃貸人 _____ (福和田) 自作地 2 3 2 m²

賃借人 株式会社 _____

代表取締役 _____ (芳賀町)

借受地 7 2 m²

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲字 _____ 田 1 8 4 7 m²

壬生町大字壬生甲字 _____ 田 1 2 6 1 m²

合計 3 1 0 8 m²

1 0 年間の賃借権の設定 稼働 2 1 人

なお、第 4 項から第 7 項案件につきましては、営農型太陽光発電の申請に伴う第 3 条の申請になっております。この後第 5 条の許可申請で、営農型太陽光発電の申請が出てまいります。第 1 項から第 7 項の案件の内、第 4 項、第 6 項の案件につきましては、地上権の設定の 3 条許可になりますので除きますが、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件、同第 4 号の農作業常時従事要件について、申請書、添付書類、農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。説明は以上です。

○議長 ここで、第 4 項と第 6 項案件につきましては、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の件について」の第 4 項と第 5 項の案件と関連しておりますので、議案第 3 号の審議の際に一括して審議いたします。

それでは、第 1 項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9 番 木野内 佳代子 委員

● 9 番 木野内 佳代子 委員 (1 項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の件について」第 1 項について説明いたします。

去る 5 月 1 8 日に私と高橋宏治農業委員、高山ゆき子推進委員と、譲受人の

_____氏立会いのもと現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。以上ご報告いたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(質問意見なし)

○議長 他にございますか。発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第2案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員(2項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第2項について説明いたします。

去る5月15日に私と琴寄成人農業委員、森田 栄推進委員と、譲受人の_____氏の立会いのもと現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしました。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第3案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員 (3項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第3項について説明いたします。

去る5月15日に私と木野内佳代子農業委員、大栗京子推進委員と、譲受人の_____氏の立会いのもと現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしました。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第3項案件について質疑に入ります。
ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第5案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並

○議長 7番 葭葉 孝男 委員

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の件について」第 5 項について説明いたします。

○議長　ありがとうございました。それでは、第５項案件について質疑に入ります。
ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第１号第５項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 7番 葭葉 孝男 委員

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の件について」第 7 項について説明いたします。

去る５月１５日に私と安納一雄農業委員、戸崎裕司推進委員と、賃貸人の

____さんの代理人の株式会社____の____氏の立会いのもと
現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしましたのでご報告
いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しまし
たが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調
和要件も満たしておりましたので、ご報告いたします。よろしくお願いいたします
ます。

○議長 ありがとうございました。それでは、第7項案件について質疑に入ります。
ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第7項につ
いて、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第7項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」を、議
題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（今野農地調整係長）

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」ご説
明します。

第1項

申請人 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字安塚字_____ 田 495㎡

一般住宅敷地

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る5月15日の調

査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 4 番 刀川 正己 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 刀川 正己 委員（1項案件について報告）

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、去る5月15日木曜日に、私と鯉沼玲子委員、大関孝男委員、荒川広文推進委員、森田 栄推進委員、岡 洋子事務局長、今野大地局長補佐、松本ひなた主任の8名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から東へ約250メートルに位置しており、第3種農地に該当します。

事業計画書によりますと、申請人は現在、_____内の借家に住んでいます。加齢に伴い体が思うように動けなくなり、家のバリアフリー化を検討しましたが、借家では難しいため、独立した住宅の建築を計画いたしました。土地の選定については_____から近く、病院への通院も容易であり、周辺の農地への影響も軽微である第3種農地を選定しております。

事業資金約_____万円は、融資で対応するため、金融機関の融資証明書が添付されております。

以上のことから、第3種農地であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

なお、先ほど議案第1号の際に説明いたしましたが、議案第1号の第4項、第6項案件につきましては、関連がございますので、それぞれ議案第3号第4項、第5項と一括して審議していただくことになります。

それでは改めまして、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（今野農地調整係長）

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」ご説明します。

第1項

譲渡人 _____ (六美町中央)

譲受人 株式会社 _____

代表取締役 _____ (大阪府)

(土地の表示)

壬生町大字国谷字 _____ 畑 1 6 6 . 1 8 m²

壬生町大字国谷字 _____ 畑 8 2 3 m²

合計 9 8 9 . 1 8 m²

太陽光発電設備敷地 売買による所有権移転

第2項

譲渡人 _____ (原宿)

譲受人 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字藤井字 _____ 畑 1 5 8 m²

専用住宅敷地 贈与による所有権移転

第3項

賃貸人 _____ (中泉)

_____ (中泉)

_____ (中泉)

_____ (中泉)

賃借人 有限会社_____

代表取締役 _____ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字中泉字_____	畑	1 3 8 8 m ²
壬生町大字中泉字_____	畑	9 0 9 m ² のうち 1 1 . 1 7 m ²
壬生町大字中泉字_____	畑	9 9 5 m ² のうち 1 5 . 4 4 m ²
壬生町大字中泉字_____	畑	1 3 7 8 m ² のうち 3 5 . 0 8 m ²
	合計	4 6 7 0 m ² のうち 1 4 4 9 . 6 9 m ²

園芸用土採取及び搬出入路 1 年間の賃借権の設定

第 4 項

賃貸人 _____ (福和田)

賃借人 株式会社_____

代表取締役社長_____ (大阪府)

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲字_____	田	2 1 8 4 m ² のうち 0 . 2 6 m ²
----------------	---	--

営農型太陽光発電設備敷地 1 0 年間の賃借権の設定

第 5 項

賃貸人 _____ (福和田)

賃借人 株式会社_____

代表取締役社長_____ (大阪府)

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲字_____	田	1 8 4 7 m ² のうち 0 . 2 2 m ²
壬生町大字壬生甲字_____	田	1 2 6 1 m ² のうち 0 . 1 4 m ²

合計 3 1 0 8 m²のうち
0. 3 6 m²

営農型太陽光発電設備敷地 10年間の賃借権の設定

ここで、第4項と第5項案件について補足説明をさせていただきます。

こちらの案件は、営農型太陽光発電設備敷地に係る太陽光ソーラーシステムの支柱の部分、地面に付いている部分の一時転用申請となります。先ほど3条で株式会社_____が賃借人となっている区分地上権を地権者と結んでいる形になっていますが、地上5mから10mほどに設置してあるパネルの部分をその土地で使用するということで、区分地上権の設定が必要となります。今回、下の農地を耕作するのは、株式会社_____で、パネルの所有者が株式会社_____ということで、別になっているため、このような権利設定が必要となります。なお、区分地上権の設定では農地として使う目的ではないのですが、農地に権利を設定することになりますので、第3条の許可申請が必要になります。また、3条の許可申請ですが、貸す人と借りる人の同意があればそれで許可が出るものとされておりまして、借りる側の農業者の要件は必要ではありません。貸す人と借りる人が連名で申請を出していれば許可が通るということになっております。説明は以上となります。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る5月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 4番 刀川 正己 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 刀川 正己 委員（1項案件について報告）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、去る5月15日木曜日に、同じメンバーで調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から西へ約600メートルに位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書によりますと、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、今回の事業計画は、パネル168枚、パワーコンディショナー10台を設置し、総発電出力は98.28kw、想定売電単価は_____円となっております。土地の選定については、代替性の検討を行っており、日照量を確保しやすく、周辺の農地への影響も軽微であることから、申請地を選定しました。

事業資金_____万円は、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であります。代替性の検討も行っており、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員(2項案件について報告)

次に第2項案件について報告します。

申請地は、_____から南へ約450mのところに位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書によりますと、譲受人は_____内の借家で現在、生活していますが、子供の成長に伴い、現在の借家では手狭となるため、自己用住宅の建築を計画いたしました。土地の選定については、自己所有地がないため、_____が所有する土地で検討したところ、地目が宅地の土地では適当な面積が確保できないため、宅地南側に接続し、周辺の農地への影響も軽微である申請地を選定いたしました。

事業資金約_____万円は、融資で対応するため、金融機関の融資証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、代替性の検討も行っていることから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員（3項案件について報告）

次に第3項案件について報告します。

申請地は、_____から東へ約1kmのところに位置しており、農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、賃借人は園芸用土採取及び販売を生業としております。園芸用土採取のため、隣接地から保安距離を東側、北側は1m、西側、南側は2mを確保し、防護ネットを施すことになっております。掘削の深さは4.7mを予定しております。埋戻用土は_____内の業者から調達予定です。また、採取した園芸用土は_____内の業者に販売予定です。

事業資金_____万円は、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員(4項案件について報告)

次に第4項案件について報告します。

申請地は、_____から北西へ約150mに位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書によりますと、賃借人は農業用機械及び農業関連製品の製造、販売などを主な生業としております。施設の概要については、パネル枚数152枚、パネルの最大発電容量は87.4kw、パワーコンディショナー10台、パワーコンディショナーの合計出力49.5kwとなっております。また、発電した電力については、_____にある「_____」に送電する「_____」を予定しております。

パネルの最低地上高は、3.1m、支柱間隔5mを予定しており、耕作に支障がないようにパネルを設置する予定となっております。また、周囲6mには、パネルを設置しない予定となっております。営農の効率性の観点から周囲へのフェンス等の設置は予定しておりません。

事業資金約_____万円については、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

なお、営農型太陽光発電設備の下部の農地で営農する営農者については、株式会社_____で麦を作付けする予定となっております。営農者の株式会

社_____は、国の認定を受けた認定農業者となっており、そのため、通常３年間の一時転用期間を１０年間で申請しております。

以上のことから、第２種農地ではありますが、『営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン』に定める一時転用許可基準に該当し、そのほか、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われる、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。それでは、議案第１号第４項と議案第３号第４項につきましては、関連がございますので、これより一括して質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 ３番 高橋 宏治 委員

●３番 高橋 宏治 委員

２つ質問と意見がありまして、１つ目の質問なのですが、議案第１号の第４項と第６項、議案第１号の第５項と第７項でもよいのですが、これを２つに分けた理由は何なのでしょう。要件を見る限り同じ当事者です。

●事務局 松本 ひなた 主任

それぞれの農地が少し離れていますので、別の案件ということになっております。_____mちょっと離れています。

●３番 高橋 宏治 委員

そうですか。でも、離れていても一括して出来るわけですね。そうすると、あえて申請者が２本で出してきたわけですね。わかりました。

●４番 刀川 正己 委員

それは同じ土地ということですか。

●３番 高橋 宏治 委員

距離が離れていても、同じ地域ですので許可申請は１本で出せると思います。

●４番 刀川 正己 委員

農地の地番が違っていても。

● 3 番 高橋 宏治

はい。地番が違っていても 1 本で申請を出せるのに、何故、敢えて分けて申請を出したのか気になったので。

もう 1 つ、意見なのですが、第 1 号議案のことで、第 4 項で区分地上権の設定があって、第 5 項で賃借権の設定となっているのですが、出来れば、これは順番が逆の方がよいのではと思ってしまして、先に第 5 項の _____ さんが農地を借りて、下の農地で麦を作りますよという許可をした後に、第 4 項の太陽光パネルを上を設置してもいいですよという区分地上権の設定の許可をする、という流れになるので、順番とすると、はじめに区分地上権で太陽光発電をしてもよいという協議をした後に、その下の農地をどう使うのかということになった時に逆になってくると思うので、ここは、第 4 項案件と第 5 項案件、第 6 項案件と第 7 項案件は逆の方が良いと思うのですが、いかがでしょうか。

●事務局 今野 大地 農地調整係長

高橋委員のおっしゃる通りだと思いますので、今後同じようなケースが出てきた場合には、先に賃借権の設定の案件を、次に区分地上権の設定の案件とするようにいたします。

● 3 番 高橋 宏治 委員

農業委員会総会の議事録は公開資料となりますので。その中で、まず農地をきちんと使っているという後に、太陽光発電を行ってもよいという順番の方が流れが良いと思いますので。

○議長 総会の議事録を見ている方もいますので。
それでは、その他に何かございますか。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第 1 号第 4 項及び議案第 3 号第 4 項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第 1 号第 4 項及び議案第 3 号第 4 項は原案のとおり決定いたしました。

議案第3号第4項の案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第5項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員（5項案件について報告）

次に第5項案件について報告します。

申請地は、_____から北東へ約350mのところに位置しており、第2種農地に該当します。第4号案件と同事業となります。

事業計画書によりますと、施設の概要は、パネル枚数192枚、パネルの最大発電容量は110.4kw、パワーコンディショナー10台、パワーコンディショナーの合計出力49.5kwとなっております。また、発電した電力については、_____にある「_____」に送電する「_____」を予定しております。

パネルの最低地上高は、3.1m、支柱間隔5mを予定しており、耕作に支障がないようにパネルを設置する予定となっております。また、周囲6mには、パネルを設置しない予定となっております。営農の効率性の観点から周囲へのフェンス等の設置は予定しておりません。

事業資金約_____万円は、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

なお、営農型太陽光発電設備の下部の農地で営農する営農者については、第4項案件と同じ耕作者であり、国の認定を受けた認定農業者となっているため、通常3年間の一時転用期間を10年間で申請しております。

以上のことから、第2種農地ではありますが、『営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン』に定める一時転用許可基準に該当し、そのほか、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。それでは、議案第1号第6項と議案第3号第5項につきましては、関連がございますので、これより一括して質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項及び議案第3号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項及び議案第3号第5項は原案のとおり決定いたしました。

議案第3号第5項の案件については、5月27日開催の栃木県農業会議常設委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（今野農地調整係長）

それでは、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」ご説明します。

第1項

賃貸人 _____ (中泉)
_____ (中泉)

賃借人 _____ 株式会社
代表取締役 _____ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字中泉字 _____	畑	2 5 0 9 m ²
壬生町大字中泉字 _____	畑	2 0 4 m ²
壬生町大字中泉字 _____	畑	9 5 m ²
壬生町大字中泉字 _____	畑	6 6 4 m ²
壬生町大字中泉字 _____	畑	5 9 5 m ²
壬生町大字中泉字 _____	畑	6 8 7 m ²
壬生町大字中泉字 _____	田	3 2 0 3 m ²
壬生町大字中泉字 _____	田	1 6 1 m ²

合計

8 1 1 8 m²

園芸用土採取を目的として令和6年5月28日付及び、令和6年6月27日付で一時転用の許可を受けておりますが、今回許可期間を令和8年5月27日まで1年間延長するための事業計画の変更申請となっております。

説明は以上です。

○議長 ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る5月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について調査委員長の4番 刀川 正己 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 刀川 正己 委員（1項案件について報告）

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、農地法第4条の現地調査と同じ5月15日木曜日に、同じメンバーで調査いたしました。

第1項の案件についてご報告します。

本案件については、転用目的が園芸用土採取で許可を受けていたものを、令和8年5月27日まで許可期限を延長するものです。期間延長の理由については、赤玉土、鹿沼土の品質が想定していたものより悪く、販売先に計画的に受け入れてもらえなかったため、計画よりも事業が遅れ、予定どおりに作業完了ができなくなったためです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 7番 葭葉 孝男 委員

●7番 葭葉 孝男 委員

議案書に許可の変更の日付が令和7年6月27日から令和8年5月27日となっていますが、この日付でよいのでしょうか。

●事務局 松本 ひなた 主任

この日付で大丈夫です。この変更の日付は前回の日付ですので、これで大丈夫です。

●事務局 今野 大地 局長補佐

昨年5月28日に、中泉の_____から_____まで許可をとって、昨年6月27日に、中泉の_____と_____を追加で許可をとって、全体の事業計画変更ということで、昨年6月27日に許可が出ているということになります。

●7番 葭葉 孝男 委員

今までの経過が記載されているということですね。

●事務局 松本 ひなた 主任

はい、第1回目の許可が5月28日に出ていて、追加で第2回目の許可が6月27日に出たものを、事業計画変更で合体させて、今回その期間延長を事業計画変更申請で出したということです。

●7番 葭葉 孝男 委員

わかりました。

●3番 高橋 宏治 委員

今までの許可と事業計画の変更の履歴を記載しているわけですね。

●事務局 今野 大地 局長補佐

この事業計画変更は当時のものとは別に許可を出しておりまして、今までの履歴をここに記載させていただきまして、それが令和7年5月27日までの期限でしたので、それを1年間延長ということで、今回は事業計画の変更として、期間を令和8年5月27日まで延長した申請となっております。

●4番 刀川 正己 委員

この案件なのですが、現地調査の際、保安角度はほぼ直掘りという状態で、防護ネットもありませんでした。

○議長 現地調査をした時に、刀川委員のおっしゃるような状態が確認されたので、注意していただきたいと事務局から業者に伝えた方が良いでしょうね。

●事務局 松本 ひなた 主任

許可証の交付の際に一声かけようと思います。

○議長 業者に一声かけることによって、農業委員会ではきちんと見ているのだということが分かるので。また、現地で確認したことをきちんと指摘することを、立場上しなくてはなりませんので。今後ともよろしくお願いします。
その他、何かございますか。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第4号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の件について、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明（今野農地調整係長）

それでは議案第5号「農用地利用集積等促進計画の件について」、ご説明いたします。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に基づき作成した『農用地利用集積等促進計画』を議案のとおりを実施することについて、同法同条第3項の規定に基づき、（農業委員会に）意見を求めるものでございます。

それでは、農用地利用集積等促進計画各筆明細に従いましてご説明いたします。

議案書8ページから9ページ、賃借権分について、記載のとおり申請が7件、面積合計が45,747.30㎡となっております。

次に議案書10ページから11ページ、使用貸借権分について、記載のとおり申請が10件、面積合計が50,729㎡となっております。

以上、各案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

○議長　ただいま事務局から説明のありました「農用地利用集積等促進計画の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長　発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積等促進計画の件について」について、原案のとおり「意見なし」と回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長　全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の件について」、原案のとおり「意見なし」とする回答として、町に意見を送付いたします。

○議長　次に、議案第6号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、事務局より説明をお願いします。

●事務局　記載のとおり説明（今野農地調整係長）

議案第6号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第19条に基づき策定した『地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）』を議案のとおり変更することについて、同法同条第6項の規定に基づき、関係機関として農業委員会に意見を求めるものでございます。

『地域計画変更内容一覧』に従いましてご説明いたします。

議案書13ページ記載の4筆について、転用のための地域計画からの除外の申し出がなされており、転用目的は、太陽光発電設備設置及び住宅敷地への用途変更となっております。14ページ、15ページに該当農地を示す目標地図を添付しております。

このことについては、5月1日から14日までの期間、町の公式ウェブサイトに掲載し地域協議を行いましたが、寄せられた意見はございませんでした。

今回、地域計画からの除外する農地は、地域計画において将来の耕作者が設定されている筆ではなく、除外により当該地域の農用地の効率的な利用を妨げるものではないと考えられます。また、いずれも第2種、第3種農地であり、転用の見込みがあるものと確認しております。

以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明のありました議案第6号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

（意見質問なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第6号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、原案のとおり「意見なし」と回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第6号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、原案のとおり「意見なし」とする回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 次に、報告第1号「非農地証明願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●事務局 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願の件について」は、議案書の16ページのとおり3件の申請がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局の報告に関連して、私が担当地区委員ですので、現地調査の結果報告をいたします。

● 10 番 大橋 好一 会長（1 項案件について報告）

報告第 1 号 非農地証明願の第 1 項の件についてご報告いたします。さる 4 月 11 日に、私と戸崎裕司推進委員と、不動産担当者立会いのもと、現地を確認してまいりました。議案資料に記載されているとおり、昭和 50 年頃から隣接する自宅敷地として、植木場ですかね、一体利用していることを確認してまいりました。

○議長 ただいまの 1 項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第 1 号第 1 項を終わります。

○議長 次に第 2 項案件について、地区担当委員の方から結果報告をお願いいたします。

● 8 番 琴寄 成人 委員（2 項案件について報告）

報告第 1 号 非農地証明願の第 2 項の件について説明いたします。私と大橋和枝推進委員と現地確認をしてまいりました。現地は平成 11 年頃から家の前宅地利用していたことを確認してまいりましたことを報告いたします。以上です。

○議長 それでは、ただいまの 2 項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第 1 号第 2 項を終わります。

○議長 次に第 3 項案件について、地区担当委員の方から結果報告をお願いいたします。

● 4 番 刀川 正己 委員（3 項案件について報告）

報告第 1 号 非農地証明願の第 3 項の件について説明いたします。私と糸川洋一推進委員と申請人の ____ さんの立会いのもと、現地確認をしてまいりました。この土地は ____ さんが ____ という ____ さんに平成 10 年頃から貸していて、資材置場、展示場や駐車場として利用していることを確認してまいりました。この ____ は他の地主の土地も借りていて、その土地との境界が分からなく

て、その土地の地主の____さんと境界を一緒に確かめてもらったそうです。以上になります。

○議長　それでは、ただいまの3項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長　発言が無いようですので、以上で報告第1号第3項を終わります。

○議長　次に報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長　記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の17ページから18ページのとおり6件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長　ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長　発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長　次に報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長　記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の19ページのとおり4件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたの

で、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長　ただいまの報告第３号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長　発言が無いようですので、以上で報告第３号は終わります。

○議長　その他に何かございますか。

（意見なし）

○議長　よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第２３回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

【午前11時15分閉会】

会 長 大 橋 好 一

4 番 刀 川 正 己

8 番 琴 畠 茂 人